

電気個別需給約款

価格重視プラン+

2025年4月1日実施

MCリテールエナジー株式会社

I	総則	3
第1条	適用	3
II	契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法	3
第2条	契約種別および料金	3
第3条	契約容量の算定方法について	6
III	日割計算	6
第4条	日割計算	6
附則		8
別紙1	燃料費調整	9
別紙2	再生可能エネルギー発電促進賦課金	11
別紙3	負荷設備の入力換算容量	12
別紙4	契約負荷設備の総容量の算定	15

I 総則

第1条 適用

1. 本電気個別需給約款（以下、「本個別約款」といいます。）は、次の地域を供給区域として適用します。ただし、各一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。

エリア名称	供給区域となる地域
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）

2. 本個別約款は、電気基本需給約款（以下、「基本約款」といいます。また、基本約款が変更された場合は変更後の基本約款によります。）と合わせて適用します。

II 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法

第2条 契約種別および料金

契約種別および料金は、以下のとおりとします。

電灯需要

契約種別
1. 価格重視プラン+（60A以下）
2. 価格重視プラン+（6kVA～49kVA）

1. 価格重視プラン+（60A以下）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (c) ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツもしくは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

- (a) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。
- (b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合がございます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合、お客さまの等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認め

られる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けませんがあります。

(4) 料金

「1月」の料金は、以下に定める定額料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 定額料金

定額料金は、以下の算式により算定します。

- ・基本料金相当額+下表の一定限度の使用電力量（キロワット時）までの固定料金

定額料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（定額料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合は、以下記載の基本料金相当額（税込）の半額を請求いたします。

定額料金	基本料金相当額	契約電流	単価（税込）
		10 アンペア	311 円 75 銭
		15 アンペア	467 円 63 銭
		20 アンペア	623 円 50 銭
		30 アンペア	935 円 25 銭
		40 アンペア	1,247 円 00 銭
		50 アンペア	1,558 円 75 銭
		60 アンペア	1,870 円 50 銭
	固定料金	使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時まで		3,576 円 00 銭	

(b) 電力量料金

電力量料金は、「1月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

使用量	単価（税込）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 50 銭

その他

価格重視プラン+は電気使用量のお知らせを無料で発行・郵送します。

2. 価格重視プラン+（6 kVA～49 kVA）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 3 条（契約電力・契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。

(c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b)または(c)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合には、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める定額料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 定額料金

定額料金は、以下の算式により算定します。

・基本料金相当額＋下表の一定限度の使用電力量（キロワット時）までの固定料金

定額料金は、「1 月」につき以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（定額料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合は、以下記載の基本料金相当額（税込）の半額を請求いたします。

定額料金	基本料金相当額	契約容量	単価 (税込)
		契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	311 円 75 銭
	固定料金	使用量	単価 (税込)
		1 契約につき最初の 120 キロワット時まで	3,576 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量によって算定します。

使用量	単価 (税込)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 50 銭

(5) その他

価格重視プラン+は、電気使用量のお知らせを無料で発行・郵送します。

第 3 条 契約容量の算定方法について

1. 第 2 条 (電灯需要料金表) 以下の契約種別(3) (b)の場合の契約容量は、次により算定します。

契約種別
2. 価格重視プラン+ (6 kVA~49 kVA)

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
 ・ 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1 / 1000
 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
 ・ 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1 / 1000

2. お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

III 日割計算

第 4 条 日割計算

1. 当社は、基本約款第 16 条 (料金の算定) 第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。

- (1) 定額料金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。

- ・ 「1 月」の該当料金 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数)
 該当料金とは、定額料金をいいます。

- (2) 定額料金適用電力量は、以下の算式により算定します。なお、定額料金適用電力とは本条第 1 項第(1)項で算出された定額料金をいいます。また、基本約款第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。

- ・ 定額料金適用電力量 = 120 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数)

なお、定額料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。

・ 第 1 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × (日割計算対象日数 / 計量期間等の日数)

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (4) ただし、日割計算対象日数が計量期間等の日数を超える場合には本条の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。

2. 基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項第(1)号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また、第 16 条（料金の算定）第 1 項第(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。

附 則

1. 個別約款の実施期日

本個別約款は、2025 年 4 月 1 日から実施します。

本個別約款実施後の新たな料金および燃料費調整額は、基本約款第 14 条で定める 2025 年 4 月検針日～2025 年 5 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用します。

※なお、2025 年 4 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2025 年 5 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2025 年 6 月となります。

2. 標準周波数についての特別措置

この個別約款実施の際、現に次の区域内で、標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給します。

- ・ 群馬県の一部

別紙1 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。また、基準燃料価格（円）、基準単価（銭）は別表に定めるものとします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「検針日」を「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

別表：燃料費調整単価算出係数等

α	β	γ
0.0048	0.3827	0.6584

基準燃料価格	基準単価
86,100円	18.3銭/kWh

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第32条第2項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその「1月」の使用電力量とします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日からその翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記2.の使用電力量に上記1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

なお、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

別紙 3 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)から(4)によります。

(1) けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	
	入力 (ワット)	
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント	

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

(a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものとします。

(b) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力（ワット）	換算容量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35 以下	-	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	-	180	
65 以下	-	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）×93.3パーセント
出力（キロワット）×125.0パーセント

3. レントゲン装置

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）	
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値とします。	
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1	
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2	
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3	
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4	
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5	

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

		300 ミリアンペア超過	7.5
		500 ミリアンペア以下	
		500 ミリアンペア超過	10
		1,000 ミリアンペア以下	
	95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過	6
		300 ミリアンペア以下	
		300 ミリアンペア超過	8
	500 ミリアンペア以下		
	100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア超過	13.5
		1,000 ミリアンペア以下	
	100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	9.5
500 ミリアンペア超過		16	
1,000 ミリアンペア以下			
125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	11	
	500 ミリアンペア超過	19.5	
1,000 ミリアンペア以下			
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

(1) 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

・入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(2) (1)以外の場合

・入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

5. その他

(1) 1、2、3.および4.によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。

(3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙4 契約負荷設備の総容量の算定

1. 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (a) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (b) (a)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
2. 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定します。